

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十年一月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大谷 茂

第六号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十九年十 二月二十八日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字真下千三百 二十四番一	指定に係る道路の位置
四十・二四	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)